

○浅麓環境施設組合文書取扱規程

昭和41年4月1日

規則第17号

改正 昭和57年10月1日規則第1号

浅麓環境施設組合文書取扱規程については、小諸市文書取扱規程（昭和43年小諸市訓令第6号）を準用する。

この場合に於て「小諸市」とあるを「組合」と読み替える外「市長」とあるを「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。